

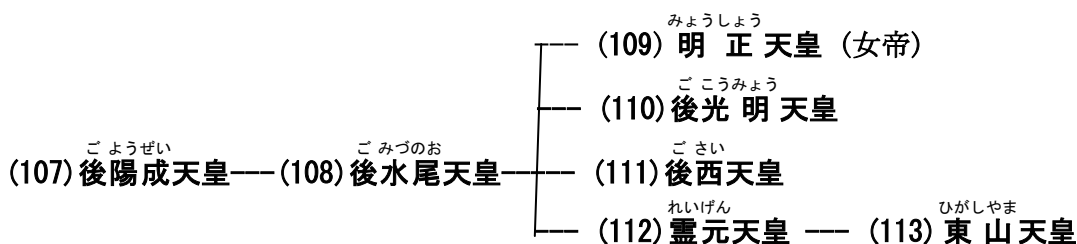
第8話 朝廷に対する幕府の失態

ごみづのお 後水尾天皇の不满。 英明な後光明天皇が幕府を抑えようとされる。

幕府が権勢を京都に振るう

朝廷に対して家康が抑圧の政策を取ったことは、すでに「江戸幕府の初政」で話した通りですが、この方針は秀忠、家光の時代になって少しも変わらなかった。 いやいや、むしろ一層露骨にさえなっただけです。

はじめ家康は、信長、秀吉にならって朝廷を敬い、慶長16年には皇居造営の計画を立て、工事は諸大名に分担させて、18年にはこれを竣工させて、又、天皇および上皇の御料を増し、公卿の料地をも定めたりしたが、政治の実権は自らこれを握り、京都所司代をおいて、ひそかに朝廷および公卿を抑えさせました。 家康が、孫（秀忠の娘）の和子を宮中に入れて、後水尾天皇の女御にしようと志し、これを朝廷にお願いしたのもその頃からです。 言うまでもなく藤原氏にならって、皇室の外戚となり、徳川氏の榮譽を増すと共に、ますます幕府の威権を加えようとしたのです。



秀忠の娘 和子の入内

けれども、朝廷では、武家の娘で入内したものは開闢以来かつてない事であるとして、これをお許しにならなかった。 尤も、平清盛の娘の徳子が、高倉天皇の皇后になったことはあるが、これは後白河天皇の養女として入内したのですから、先例とはすべきではないのです。 とはいえ、家康は中々断念しなかった。 彼は藤堂高虎らに、そのお許しを受けるようと百方手を尽くさせた。 それで、ついに朝廷でも更に詮議の上、昔、源頼朝がその娘の乙姫を土御門天皇の女御にしたいとお願いしたのをお許しになったことがあるので、（但し、乙姫は入内しないうちに亡くなったが、）これを先例として、という事で漸くお許しになった。 慶長19年の事です。

ところが、間もなく大阪陣が起こり、それが片づく、翌元和2年には家康が薨じ、その翌3年には後陽成上皇がお崩れになったので、入内も自然と延び々々となっていた。 そこで、秀忠は父家康の志をついで、元和5年からその準備に取りかかり、翌6年6月18日に和子を入内させた。 後に中宮となり、更に東福門院と称したのがこの方です。

お付武家

しかし、この入内は、朝廷と幕府の親密を図るという建前の裏に、実は幕府がその勢力を朝廷にまで及ぼして、苟くも幕府の不利益になるようなことは、これを企てられないための用心でもあった。

第8話 朝廷に対する幕府の失態

入内と共に、「女御様お付」と称して、幕府から数十人の武士を遣わして、ご警衛の名の下に、実は幕府の目付の役をさせた。即ち、女御殿の内外の取り締まりを主として、傍ら日々の雑用をも弁じさせながら、それとなく御所内の事情を常に監察させて、大小となく江戸に報告させたのです。これによって、いかに幕府が朝廷を検束して便宜を得たかは言うまでもありません。

公武の融和

さて、和子の入内以来、幕府は皇室のご料地を増し、しきりに金品をも献納した。元和9年12月に皇女興子内親王がお生まれになり、更にその翌々寛永2年に皇子高仁親王がお生まれになってからは、徳川氏はいよいよ皇室の外戚として、朝廷からも以前にまさる待遇を受けることになったので、その翌寛永3年に皇子のご降誕を賀すために、秀忠は6月、家光は8月に相前後して上京し、やがて参内して、金品を献納した上、二条城への行幸を請うた。

二条城行幸

9月6日、天皇は中宮と共にその城に行幸されて、先づ將軍父子に天盃を賜った。翌7日は、家光から莫大な献上物があって後、舞楽をご覧に供え、8日は秀忠から同上の献上物があって、蹴鞠と和歌御会とがあり、9日には能楽が催された。そして10日に還幸遊ばれたが、還御の時にもまたくさぐさの献上物があった。この時の儀式の整っていたこと、設備の善を尽くし美を尽くしていたことは、かの聚楽第の行幸にも過ぎていたと伝えられています。

12日に秀忠を太政大臣従一位に叙し、家光は左大臣従一位に叙された。13日に2人は共に参内してお礼を申し上げたが、5日間の駐輦（訳注：天子が滞在すること）といい、今またこの陞叙（訳注：上級の官位に叙されること）といい、重ね重ねの光榮に彼等がいかに歓喜したかは想像するに余りある。

このように、幕府は朝廷を尊崇し、朝廷は將軍父子を優待したのですから、これを表面から見れば、まことの親密であったかのようにも思われるが、実は必ずしもそうばかりではなかったのです。

天皇のご不満

先づ第1に、天皇がご不満におぼしめたのは、公家の官位が御心のままにならない事と、ご料地も増し、金銀も折々献上されて、皇室の経済も、一時のように窮迫ということは無くなったとはいえ、それらの御料も金銀も少しも御意のままにならない事でした。公家の官位は、例の公家諸法度の定めによって、一々幕府の同意をえなければならなかったし、金銀や御料は例の御付武家が、後には皇居にも、上皇の御所にも出来て、それが出納や何かを一切つかさどることになってしまったので、自由が利かなかったのです。

殊に甚だしいのは、こうして溜まった米や金銀を、利息を取って奉行らから京都の市民に貸しつけたのです。「わたしは天子様の米をいくらか借りている」とか、「金銀をいくら借りている」とかと市民が言ったりしたということで、全く神代このかた例のない事であると、天皇には殊の外口惜しくおぼしめされたと伝えられている。まことに言語道断な、驚くべきことですので、英明な後水尾天皇のその時の

第8話 朝廷に対する幕府の失態

胸中は、そもいかにばかりであったでしょう。お察しするのも恐れ多いことです。

ところが、更に一大事が勃発して、ついに天皇を烈火の如くにお怒らせしました。有名な紫衣事件です。

紫衣事件

すでに述べた通り、濫りに紫衣や上人号を僧侶にお授けにならないようにという事は、さきに家康が、例の公家諸法度の一か条として厳しく規定しておいたところです。然るに、寛永3年、將軍親子が上京した折に、二条城行幸の準備のために同じく上京していた坊さんの崇伝は、当時、総録司といって諸宗の取り締まりをする役でもあったので、そのほうの事にも気をつけてみると、京都の坊さんで、天皇から紫の衣や上人号を頂戴しているもののうちに、例の法度の条目に違っているのが90人余りもいるのを発見した。そこで、崇伝は一々彼等に就いてその勅許を得た手段を調べて、江戸に帰ると、その仔細を幕府に言上して処分を仰ぐことにした。

幕府は、苟しくも法度に違反しているとあつてはそのままに捨て置くことは出来ないと、即ち、翌4年7月に、京都所司代に命じて、これらの坊さんの出世を悉く差し止めさせる事にした。

ところが、紫衣や上人号の勅許は、いづれも天皇の綸旨（みことのり）によるものですから、幕府がこれをいけないとすることは、即ち綸旨を無効とすることであつて、まことに恐れ多い事なのです。それで朝廷の役人らも、今後とはともかくも、既にお授けになった分はそのままにしておいてこそ、天皇のご尊厳も立つと事を分けて、極力交渉したが、所司代板倉重宗は、ひたすら大御所（秀忠）の上意であるとして、飽くまでもその実行を迫った。

ご譲位の叡慮

天皇はこれを聞かれて大いに驚かれ、諺にも綸言は汗の如しといつて、一度出でてはまた復らない至大至重なものである。然るに、今、武士（幕府）の一言で忽ち反古になるとは、古来聞き及ばぬことで、この上もない恥辱であるので、今は天皇の御位に在るのは面目ないと、深くお怒りになり、ついに高仁親王に譲位の旨を仰せ出だされた。ところが、幕府は少しも恐れ入らないばかりか、却って、秀忠には孫、家光には甥に当る幼少の皇子にご譲位になるのを喜んで、翌寛永5年2月に、仙洞御所、すなわち上皇のお住まいになる御所の造営に着手し、傍らでご譲位、ご即位の準備に取りかかると共に、一方、坊さんたちの出世差し止めはいよいよ断行した。しかし、大徳、妙心の2寺の坊さんのうちに、この命令に服さずに、抗弁を敢えてしたものがいたので、事件はなおまだすっかり落ち着いたには至らなかった。

そうこうするうち、その年6月、高仁親王は俄かにご病氣のために御年3才で薨ぜられたので、譲位の準備も一時中止となったが、しかし、天皇は一旦退位とご決心された事でもあり、そのご決心のもととなった幕府に対する憤りは少しも薄らいだわけでもなかったもので、この上は、皇女興子内親王に（この時、外に皇子はおられなかったので、）譲位なさろうとした。けれども、女帝は久しくその例が絶えて

第8話 朝廷に対する幕府の失態

いたこともあり、多少のご遠慮もあってか、聊か躊躇されたようでした。

僧沢庵らの配流

ところで、一方、出世差止めにあった坊さんたちの多くは、幕府の威勢に圧せられて屈服したが、大徳寺の玉室、沢庵と、妙心寺の単伝、東源との4人は、どこまでも幕府の処置を不当として、数回上書してこれを論じた。そこで幕府はこの4人を以って執拗に上を侮る者であるとなし、玉室を陸奥の棚倉に、沢庵を出羽の上山に、単伝を出羽の由利に、東源を陸奥の津軽に配流して、その他の70人余りの出世論旨を取り上げ、勅許の紫衣を褫いで平僧に下した。実に寛永6年6月の事で、その翌7月にこれが京都に聞こえた。

天皇のお怒りはいよいよ増すばかりでした。

春日局の参内

しかも幕府のわがままは未だこれに止まらなかった。更にその10月には、家光の乳母春日局を上京させて、参内して、親しく天皇のご機嫌を伺う事にしたが、もともと春日局は幕府においてこそ將軍家の乳母として重んぜられていようが、朝廷から見れば、ただ無位無官の武家の1召使に過ぎないので、すから、天皇に咫尺する(訳注: 貴人に近づく)資格などは無いのです。そこで、俄かに或る公卿の妹分ということにして、拝謁を賜い、天盃を下されたが、先きには勅許の論旨をさえ法度に違うといつて無効とした幕府が、今自らしようと思うところは、先例をも格式を敢えて無視して憚らなかったのです。なんとこの専横な振舞いだったでしょう。朝廷の尊厳を犯したものでなくて何であろう。さすがに公卿らの中にも、希代な事だと、勿体ない事だ、といつて慨歎したものが少なくなかったのです。

突然のご譲位

天皇のお憤りは遂に絶頂に達しました。

あし原やしげらばしげれおのがまま とても道ある世と思はず

とお詠みになったのは、蓋しこの頃のことでしたでしょうか。同年11月8日、俄かに公卿に参内を命ぜられ、突然に位を興子内親王に譲られた。何事も知らずに参内した公卿らは、全く仰天して、ただ呆然としていたといわれる。時に天皇は御年34才で、興子内親王は僅かに7才でした。こうして第18代称徳天皇が崩れになってから、860年間絶えていた女帝をまた戴くことになったのです。これを第109代明正天皇と申し上げます。

なお、後水尾天皇は、歴代中でも稀にみる歌人でしたので、幕府に対する憤りを折にふれての御製にお洩らしになったのも少なくなかった。今その2, 3を次に記してみる。

おもうことなきだにそむく世の中に 哀れすとても惜しからぬ身は
ともかくもなさばなりなん心もて 此身ひとつを歎くおろかさ
かしこきは捨てられぬ世を捨つる世に 世に捨てられて捨てぬ身ぞうき
月を友といはんもやさし雲の上に 住むか住むにもあらぬ我身は

第8話 朝廷に対する幕府の失態

いづれを^{はいしやう} 拝誦しても、ご心中が^{しんちやう きやうさつ} 恐察されて、まことに^{きやうく た} 恐懼に堪えないではありませんか。

英明な後光明天皇

さて、^{めいしやう} 明正天皇はご在位 15 年、御年 21 才で位を腹違いの御弟^{はらちが つぐひと ゆづ} 紹仁親王にお譲りになった。これを第 110 代^{ごこうみやう} 後光明天皇と申し上げる。天皇は時に御年 11 才でしたが、お生まれつき英明で、深く学問を励まされると共に、^{みこころ へいそ ごしやうやう もち} 御心を平素の御修養に用いられた。^{やうしやう かみなり きら} 幼少の時から非常に雷がお嫌いでしたが、成長の後に^{おんみづか ためなお} 御親らこれを矯直そうとされて、ある大雷雨の日に、わざと御簾の外に^{らいう みす せいざ} 静座して少しもお動きにならず、^{たんれん かみなり へいき} 鍛錬されてからは、雷に対して全く平気になられたという事もある。

また、お酒を好まれて、しばしば飲み過ぎになる事もあったので、^{ごんだいなごんとくだいじきみのぶ} 権大納言徳大寺公信が、天皇の健康を^{きづか せつしゆ} 気遣うあまり、節酒されるようにとお諫めすると、その時は大いにお怒りになり、御手を^{て かたな} 刀におかけにまでなったが、すぐに深く^{こうかい} 後悔され、その夜は一睡もされずに翌朝早く、^{いっすい} 公信を召して、「そちの諫めを用いて、^{もち た} 今後は酒を絶つぞ、天子にあるまじき昨夜の怒りを^{たかね} 気にかけてくれるな」と仰せられた上、御手をかけられた刀を^{たまわ} 賜ったので公信はこれを拝受して^{かんきやう} 感泣したという事です。



ごこうみやう
後光明天皇

このように英明な、若い天皇が、御父^{ごみづのお いきどお} 後水尾上皇を^す 憤らせた幕府のわがまを捨てておかれよう筈がなかった。大いに幕府を^{おさ こうい は} 抑えて皇威を張ろうとされたのは当然です。

長廊下を造れ

ある時、^{ごみづのお} 後水尾上皇がご病気になった事がある。天皇はこれを聞召して大いに驚き、^{ただ} 直ちに上皇の御所をたずねようとすると、時の所司代^{しよしだい} 板倉重宗がこれを支えて、^{ささ} 仮にも天皇が皇居から出るのは朝廷の大事であるので、一応幕府に問い合わせしてからにして下さるよう申し上げた。天皇は、「かような事を何で幕府に問う必要がある。若し^{も ちん} 朕の外出を^{きづか} 気遣うなら、皇居から上皇の御所に通じる^{ながろうか つく} 長廊下を造るがよい。朕は廊下づたいにおたづね申そう」と仰せられて、^{しげむね} 重宗にはかまわず、ささと御所においでになって上皇のご病気を見舞われた。

切腹して見よ

天皇はまた^{げきけん} 撃剣を好まれて、その^{けいこ はじ} 稽古を始めになったことがある。すると^{しげむね} 重宗がこれをとどめて言った。「天皇は第一に学問をなさるようと^{くげはつと} 公家法度にありますのに、^{ぶげい おさ} 武芸を修めになる事などが、若し江戸に聞こえましたら、それこそ大変な事になりましょう。陛下が、^{へいか や くだ} 若しお止め下されなければ、^{せつぶく} 重宗は切腹するばかりです」と。すると天皇は、「朕はまだ武士の切腹を見たことがない。ちょうどよい^{さいわい} 幸いだから、お前は庭に^{もう} 席を設けて切腹して見よ。朕が^{した} 親しく見物して^{つか} 遣わす」と仰せられた。さすがの

第8話 朝廷に対する幕府の失態

重宗も、これには如何ともしようがなく、全く恐れ入って立去ったということです。

こういう話が江戸に伝わるにつれて、幕府は大いに天皇を憚ったが、不孝にしても天皇は在位僅か12年で、病のために崩れになった。時に御年22才でした。国民は上下共にこれを惜しまない者はなかったが、幕府は恐らくは内心ひそかに安心したでしょう。

天変地異とご譲位

後光明天皇の次には腹違いの御弟良仁親王が御年18才でお立ちになって、第111代後西天皇とされた。ところが、在位10年の間に、不孝にも江戸には有名な明暦の大火があり、伊勢には内宮の炎上、大阪には大阪城の火薬庫の落雷による大火、京都には皇居の炎上および地震というように、その外にも、不思議にも不吉な事が諸地方にしきりに続いて起こった。すると幕府は、不都合千万にも、これを以て天皇のご不徳のためであるとして、長くも位を腹違いの御弟に譲らせた。第112代霊元天皇がこれで、時に天皇は御年10才でした。

幕府の失態

若し実際に火事や地震や雷などの災難が、人の不徳の故に起こるものならば、直接に政治を執っている將軍自身こそ其の責任を負うべきです。しかるに、神聖な天皇にこれを帰して、しかも、これを口実としてご譲位を勧めるに至っては、まことに驚くべき乱暴な振舞いといわなければならない。殊に後西天皇は極めて賢明な方で、後に太政大臣になった近衛基熙は、聖徳太子か、後鳥羽院の再来かとまで言っていたくらいで、決してご失徳の方ではないのです。そういうまでもなく、將軍は天皇の委任を受けて政治を執っているのであるのに、その將軍が却って天皇を支配するかの如き失態を演じたのです。奇怪至極です。

(第8話 朝廷に対する幕府の失態 終わり。 次は前頁に戻り、第9話 産業および学問の発達 に)